

# 「子ども医療費助成事業」事務取扱要領

平成28年2月診療分～

問い合わせ先 〒 870-8501 大分市大手町3-1-1  
大分県 福祉保健部 健康対策課 母子保健班  
Tel:097-506-2672 Fax:097-506-1735

## 1 助成対象（県制度）

- ・未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の入院・通院医療費
- ・小中学生の入院医療費
- ・1レセプトごとに一部自己負担金を除いた額、または、公費負担医療を優先適用した場合に生じる受給者自己負担額から一部自己負担金を除いた額

## 2 一部自己負担金（県制度）

### 【通院】

1 医療機関ごと(レセプトごと)1日500円までの額(一部負担金額(医療費総額の2割分)が500円に満たない場合はその額)を窓口で徴収してください。

ただし、3歳未満児については月2回、3歳以上児については月4回を上限とします。

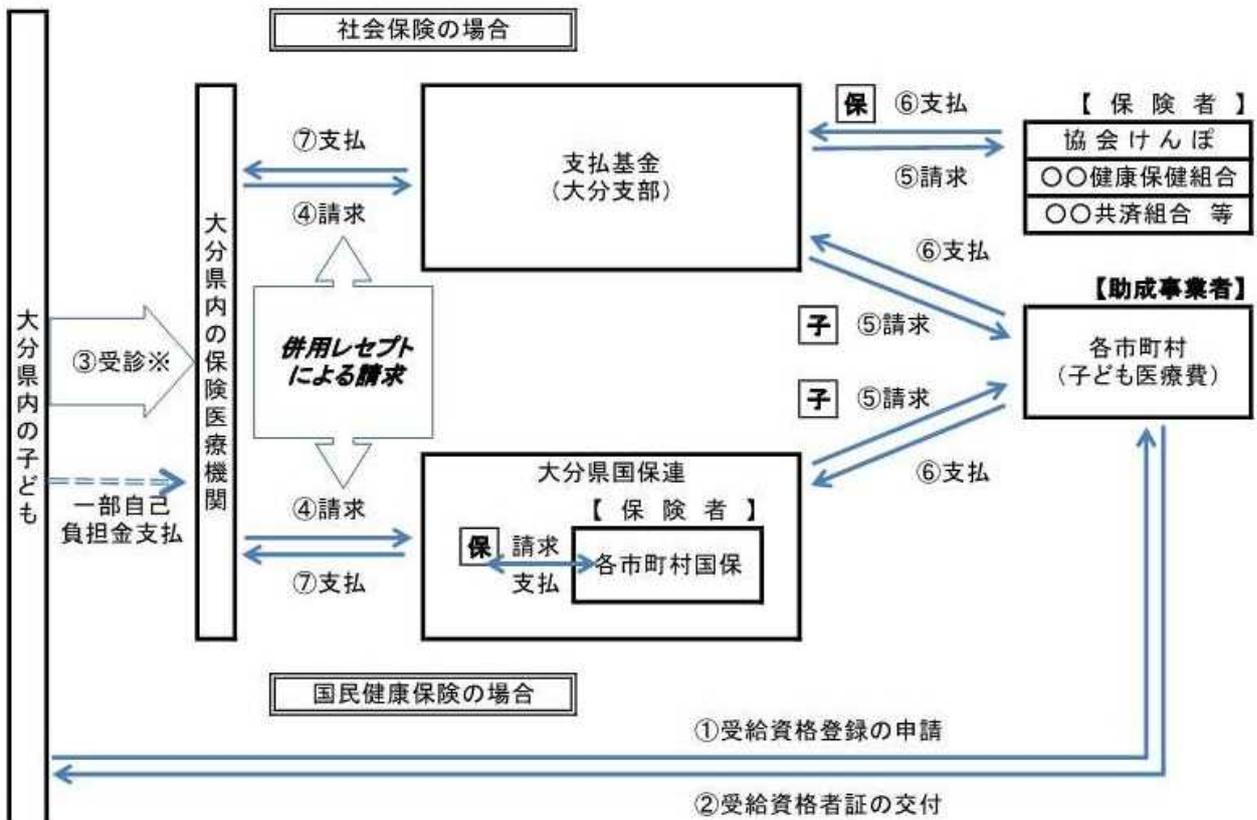
### 【入院】

1 医療機関ごと(レセプトごと)1日500円を窓口で徴収してください。ただし、月14日を上限とします。

### 【調剤】

一部自己負担はありません。

## 3 現物給付方式による事務の流れ



※ 受診に当たっては、「被保険者証」、「受給資格者証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示

#### 4 審査支払委託機関

- 現物給付方式による医療費助成を実施するため、各市町村が次の機関とそれぞれ契約を締結し、審査支払事務を委託します。(平成28年2月診療分～)  
社会保険の場合 社会保険診療報酬支払基金大支部  
国民健康保険の場合 大分県国民健康保険団体連合会

#### 5 受給資格者証

- 受給資格者証は、保護者の申請により、子どもの居住地の市町村から交付されます。
- 交付の時期や申請方法は、市町村によって異なります。

#### 6 一部自己負担金等について市町村単独助成をする場合の取扱い

##### (1) 未就学児（乳幼児）の入通院について一部自己負担金を助成する場合

- 公費負担者番号は(83449\*\*\* )です。
- 受給資格者証(乳) 単独 表面に「子ども一部自己負担金：0円」と記載されているので、保護者から一部自己負担金を徴収しません。

##### (2) 小中学生の入院について一部自己負担金を助成する場合

- 公費負担者番号は(83448\*\*\* )です。
- 受給資格者証(学) 単独 表面に「子ども一部自己負担金：0円」と記載されているので、保護者から一部自己負担金を徴収しません。

##### (3) 特定の年齢(例：小学生)に限り、一部自己負担金について助成する場合

- 小学生分の公費負担者番号は(83448\*\*\* )、中学生分の公費負担者番号は単独助成を行わない場合と同様(83441\*\*\* )です。
- 中学生以上の分は単独助成を行わない場合と同様、受給資格者証表面に記載されている一部自己負担金を徴収します。

【公費負担者番号】

一部自己負担金	単独助成あり	単独助成なし
未就学児 (乳)	83449***	83440***
小中学生 (学)	83448***	83441***

##### (4) 入院時食事療養費について助成をする場合

- 原則として、償還払い方式での対応としますので、単独助成を行わない場合と同様の取扱いをします。

#### 7 受給資格者証の確認

- 入院の方は、入院手続き時及び毎月始めに受給資格者証を確認してください。
- 通院の方は、その都度、受給資格者証を確認してください。

#### 8 一部負担金(医療費総額の2割・3割分)の徴収

- 受給資格者証の提示がない場合は、窓口で一部負担金(医療費総額の2割・3割分)を徴収してください。
- 提示があれば、市町村が子ども医療費として助成しますので、一部自己負担金のみを徴収してください。(一部自己負担金を市町村が単独助成する場合は、上記6を参照)

#### 9 高額療養費の取扱い

- 入院・通院で高額療養費の給付対象となる場合、原則として「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することとしていますが、社会保険の場合と国民健康保険の場合で取扱いが異なりますので注意してください。

## 10 他法優先

- 未熟児養育医療、自立支援医療(育成医療)、小児慢性特定疾病医療等が適用される場合は、それらの公費負担医療が優先適用されます。
- また、ひとり親家庭等医療費助成事業と重複する場合は、ひとり親家庭等医療費助成事業を優先適用することとしています。

## 11 適用外経費

- 健康診断や乳幼児健康診査、交通事故によるケガなど保険が使えないもの、診断書等の文書作成料や保険適用外の患者負担金(差額ベッド、おむつ代等)などは、本事業の対象になりません。

## 12 医療費の請求及び支払

- 医療保険との併用レセプトにて、診療月の翌月10日までに、審査支払委託機関(上記4を参照)に請求します。
- 診療報酬等と合算して、概ね請求月の翌月20日ころまでに、指定された口座に振り込まれます。

※ 請求方法及びレセプト等の記載については、「子ども医療費助成事業に係る請求方法及びレセプト等の記載について」(社会保険診療報酬支払基金大分支部・大分県国民健康保険団体連合会)を参照してください。